

那須塩原市ブランドキャラクター「みるひい」使用取扱規程

1 目的

この規程は、那須塩原市ブランドキャラクター「みるひい」（以下「みるひい」という）の適正な使用を図ることを目的とする。

2 定義

この規程において「みるひい」とは、別紙に掲げるシンボルマーク及び「みるひい」を展開したものをいう。

3 使用承認申請

「みるひい」を使用するときは、「みるひい」使用承認申請書（様式1）に必要な書類を添付して那須塩原市長（以下「市長」という）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 那須塩原市が使用するとき。
- (2) 那須塩原市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合。
- (4) その他、市長が適当と認めた場合。

4 使用承認

市長は、前条の申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、「みるひい」使用承認書（様式2）を交付し、使用を承認する。

- (1) 那須塩原市の品位を傷つけ、または「みるひい」を制定した趣旨の妨げとなるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (3) 法令または公序良俗に反するおそれのある場合。
- (4) 特定の個人または団体による売名に利用しようとする場合。
- (5) その他、使用について不適當であると認められる場合。

5 使用料

使用料は、無料とする。

6 使用上の遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

- (3) 別紙に定められた色、形等に従って適正に使用すること。
- (4) 原則として、物品等には「那須塩原市ブランドキャラクター みるひい」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で上記表記が難しい場合は、「那須塩原市PRキャラクター みるひい」又は「©みるひい 那須塩原市」の表記をもって代えることができる。
- (5) 当該使用にかかる物件の完成見本をすみやかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 当該使用にかかる物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用にかかる物件を原因とする事故に対しては、市は一切の責任を負わない。

7 承認内容の変更申請

「みるひい」の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「みるひい」使用承認変更申請書（様式3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

8 承認内容の取消

「みるひい」の使用に関し、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反していると認められる場合は、市長は「みるひい」使用承認取消書（様式4）をもって、その使用承認を取り消すことができる。このとき、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

9 権利

「みるひい」に関する一切の権利は、那須塩原市に帰属する。

10 その他

この規程に定めるもののほか、「みるひい」の取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。